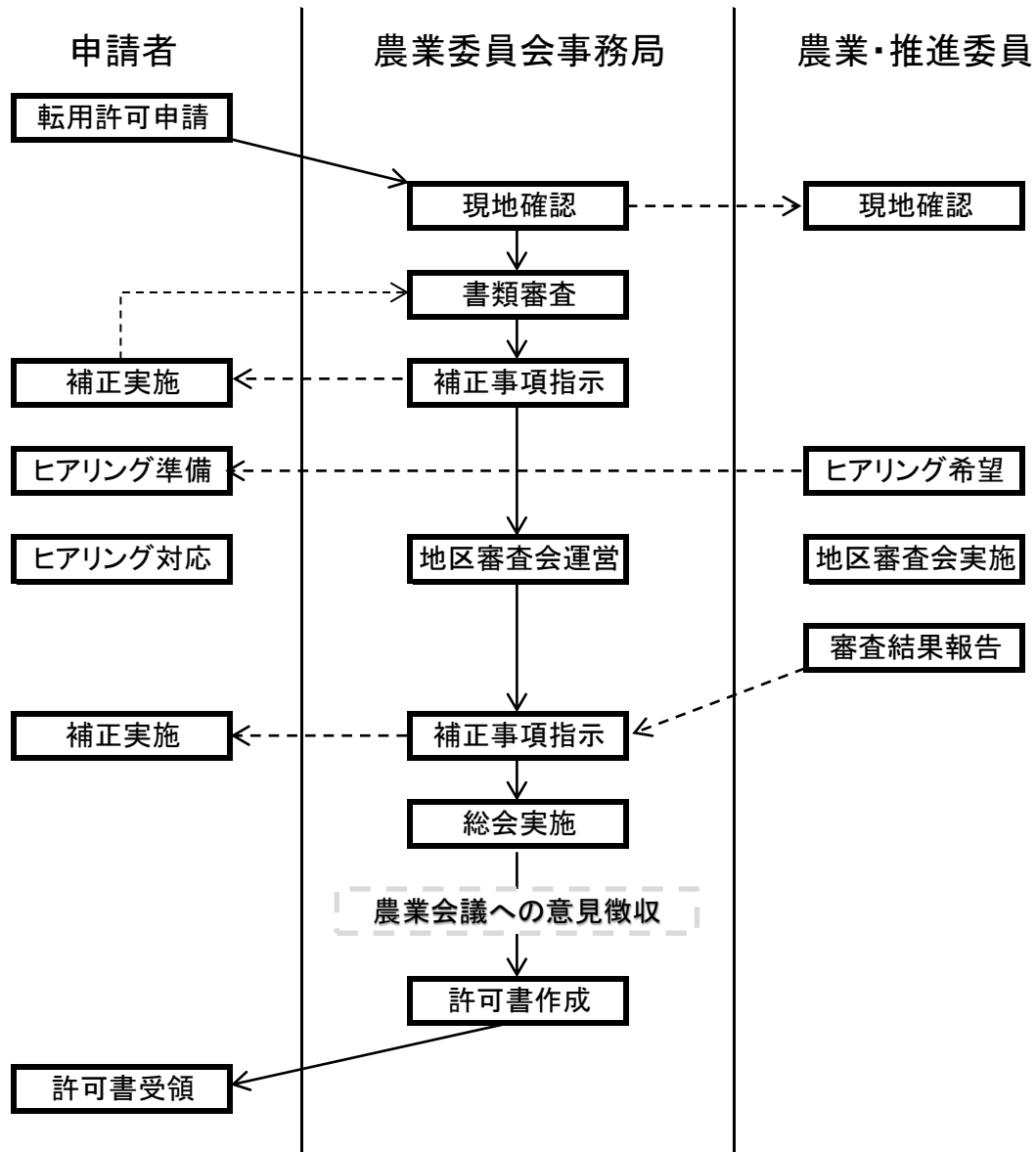


農地転用許可 手続き及び書類の流れ

——> : 転用申請の流れ

-----> : 業務連絡



1 日程及び申請書の補正

- (1) 申請書の受付、総会の日程は「日程表」をご確認ください
- (2) 審査の後、補正等を指示された場合は、指定日までに補正してください。

2 許可書の交付

- (1) 総会で許可することが認められたときは、その翌週に許可書が交付されます。
- (2) 3,000㎡を超える申請の場合は、農業会議の意見を聞くこととされているので許可は同会議承認後となります。

* 都市計画法の規定による許可が必要な時は、当該許可の日と転用許可の日が同日になるよう調整します。

3 市街化区域の農地転用手続き

- (1) 届出となりますので、随時受け付けます。